**韮崎市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項**

**１　目的**

**本要項は、熱中症による健康被害を防止することを目的に、市内の民間の施設のうち、市民等が暑さを避けて休憩を取ることができる施設として開放する「指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）」を募集するにあたり、必要な事項を定める。**

**２　募集要件**

**クーリングシェルターについては、次の要件を満たすものとする。**

**・市内の民間施設であること**

**・開設期間中、当該施設を住民等に開放することができること**

**・施設内に適切な冷房設備が設置されており、定期的にメンテナンスされていること**

**・開設期間中、受入可能人数が滞在するために必要な空間が確保されていること**

**・開放場所に、避難者が休憩するための椅子等が備わっていること**

**３　開設期間**

**市が定める期間（令和６年は７月１日から１０月２３日まで）**

**４　応募方法・応募期間**

**別紙「韮崎市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）応募用紙」に必要事項を記入し、健康づくり課にメール又は郵送等で提出。随時受け付けします。**

**５　提出先**

**所在地　〒４０７－００２４　韮崎市本町三丁目６番３号**

**名　称　韮崎市　健康づくり課　健康増進担当　宛**

**e-mail****kenkou@city.nirasaki.lg.jp**

**電　話　０５５１－２３－４３１０（平日８時３０分～１７時１５分）**

**６　応募後の流れ**

**応募をいただいた内容が要件を満たしているか確認します。**

**内容が適当と認められた場合は、クーリングシェルターに指定します。**

**指定にあたっては、市と施設管理者の間で、クーリングシェルターの開設に係る協定を締結します。**

**クーリングシェルターに指定された施設の情報は、ホームページ等を通じて公表します。**